

令和6年5月10日

報道各位

新潟市総務部人事課・職員課

令和6年4月分職員給与の誤支給について

令和6年4月19日に支給した4月分職員給与について、事務処理誤りにより正しく計算されず、45名の給与を誤った額で支給したことが分かりました。職員に迷惑をかけたことを深く反省し、再発防止に努めます。

1 誤りの内容

新規採用職員の初任給について、システムで初任給の入力後に各種処理を行うべきところ、初任給の入力前に処理を開始したことにより、41名の職員に対し、誤った金額で給与を支給した。

また、異なる任命権者間で異動する職員の給与について、一部で、異動に伴うシステムの処理が行われず、4名の職員に誤った金額で給与を支給した。

2 経緯

4月17日に、誤支給の対象となった職員からの連絡によって事態を把握した。

給与額が不足（約2,400円～約52,000円）していた15名のうち、金額の大きい職員3名については4月25日に、その他の職員12名についても4月30日に不足分を支給した。

給与額が過大（約1,800円～約115,000円）だった30名については、5月21日に支給予定の5月分給与で調整を行う。

3 再発防止策

職員の認識不足及び確認不足が原因であることから、人事課・職員課で共通の手順書を作成し、担当職員全員が共通の事務処理手順に基づき業務にあたることで、再発を防止する。

あわせて、より確実な処理が可能となるよう、システム改修を行っていく。

<問い合わせ先>

新潟市総務部人事課 齋藤

電話 025-226-2489

新潟市総務部職員課 中谷

電話 025-226-2516